

令和5年門審第5号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年3月29日12時27分

大分県佐伯港

2 船舶の要目

船種	船名	モーターボートA	モーターボートB
登録長		7.36メートル	4.96メートル
機関の種類		電気点火機関	電気点火機関
出力		69キロワット	18キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操縦区画を設け、同区画前部右舷側に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、船尾中央に船外機を装備したFRP製モーターボートで、a受審人が単独で乗り組み、有効な音響による信号を行うことができる手段として救命胴衣の笛を備え、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和4年3月29日10時00分佐伯港の係留地を発し、同港北西部の大入島と彦島との間の釣り場に向かった。

a受審人は、10時10分目的の釣り場に到着して釣りを始め、付近を移動したのち、12時00分トオドオ鼻灯台から345度（真方位、以下同じ。）1.8海里の地点付近で、船首を西方に向けて機関を停止し、漂泊を開始した。

a受審人は、船尾甲板に置いた椅子に腰を掛けて右舷側から竿を出していたところ、12時25分半少し前漂泊開始地点付近で、船首が西方を向いていたとき、右舷後方500メートルのところ、自船に向かって南下するBを初めて視認し、その動静を監視した。

a受審人は、12時26分僅か過ぎトオドオ鼻灯台から345度1.8海里の地点で、船首が270度を向いていたとき、Bが右舷船尾64度300メートルのところとなり、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で避航の気配を見せずに接近する状況を認めたが、これまで航行中の他船が漂泊中の自船を避けていたので、Bも自船を避けるものと思い、避航を促す音響信号を行わず、更に接

近しても、機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続けた。

こうして、a受審人は、12時27分少し前Bが右舷船尾至近に迫り、衝突の危険を感じて機関を始動しようとしたものの、間に合わず、12時27分トオドオ鼻灯台から345度1.8海里の地点において、Aは、船首が270度を向いたまま、その右舷中央部にBの船首が後方から64度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船尾中央に船外機を装備した和船型FRP製モーターボートで、b受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日05時30分佐伯港の係留地を発し、大入島北方沖合の釣り場に向かった。

ところで、b受審人は、Bが10ノットの速力で航行すると船首が浮上し、右舷船尾部の蓄電池格納箱の蓋に腰を掛けた姿勢で前方を見ると、左舷船首約7度から右舷船首約3度の範囲に死角を生じることから、平素、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを行っていた。

b受審人は、06時00分目的の釣り場に到着して釣りを始め、11時00分頃釣りを終えて帰途に就き、途中、漂泊して釣り具の後片付けをして休憩をとり、12時24分僅か過ぎトオドオ鼻灯台から354度2.2海里の地点で、針路を大入島と彦島との間に向く206度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

b受審人は、右舷船尾部の蓄電池格納箱の蓋に腰を掛けた姿勢で、左手で船外機の舵柄を握って操縦に当たり、12時26分僅か過ぎトオドオ鼻灯台から348度1.9海里の地点に達したとき、正船首

300メートルのところに、Aを視認することができ、船首を西方に向けてほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針したときに周囲を一見して他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aを避けずに続航し、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷中央部外板に亀裂等を生じたが、のち修理され、Bは、左舷船首部外板に擦過傷を生じ、a受審人が頸椎捻挫を負った。

#### (航法の適用)

本件は、港則法が適用される佐伯港において、航行中のBと漂泊中のAとが衝突したものであるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、佐伯港において、航行中のBが、見張り不十分で、漂泊中のAを避けなかったことによって発生したが、Aが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、佐伯港において、係留地に向けて航行する場合、船首方に死角を生じていたから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針したときに周囲を一見して他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のAに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、a 受審人を負傷させるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a 受審人は、佐伯港において、釣りのため漂泊中、Bが自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で避航の気配を見せずに接近する状況を認めた場合、機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで航行中の他船が漂泊中の自船を避けていたので、Bも自船を避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けてBとの衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自らが負傷するに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年6月28日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二